

議案第 21 号

松阪市総合運動公園運動施設条例の一部改正について

松阪市総合運動公園運動施設条例（平成 24 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市総合運動公園運動施設条例の一部を改正する条例

松阪市総合運動公園運動施設条例（平成 24 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
総合運動公園芝生広場	松阪市山下町 111 番地
総合運動公園多目的グラウンド	
総合運動公園管理事務所	

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（休業日）

第 2 条の 2 運動施設（芝生広場を専用せずを使用する場合を除く。）の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、除く。
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日。ただし、当該日が日曜日又は土曜日に当たるときは、除く。
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで。

第 3 条第 4 項中「専用で使用しようとする場合のみ適用する」を「芝生広場を専用せずを使用する場合には適用しない」に改める。

第 4 条第 1 項中「別表」を「別表第 1 から別表第 3 まで」に改める。

別表中

「

時間区分	芝生広場専用使用料	
	芝生広場 A	芝生広場 B

」を

「

時間区分	専用使用料	
	芝生広場A	芝生広場B

」に改め、

同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第4条関係）

（総合運動公園多目的グラウンド及び照明使用料）

使用区分				使用料	
				多目的 グラウンドA	多目的 グラウンドB
グラウンド	市民が利用する場合	一般	1時間につき	1,080円	1,080円
		高校生以下	1時間につき	540円	540円
	市民以外が利用する場合		1時間につき	2,160円	2,160円
	入場料等を徴する場合		1時間につき	4,320円	4,320円
照明	全点灯	市民が利用する場合	1時間につき	750円	750円
		市民以外が利用する場合	1時間につき	1,080円	1,080円
		入場料等を徴する場合	1時間につき	2,160円	2,160円
	23分の点灯	市民が利用する場合	1時間につき	540円	540円
		市民以外が利用する場合	1時間につき	750円	750円
		入場料等を徴する場合	1時間につき	1,510円	1,510円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 多目的グラウンドの使用時間は午前8時30分から午後10時までとし、使用が1時間に満たないときは1時間とみなす。
- 3 市民とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。
- 4 入場料等を徴する場合とは、興行及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合とする。

別表第3（第4条関係）

（総合運動公園管理事務所会議室等使用料）

使用区分			使用料
会議室1	市民が利用する場合	1時間につき	270円
	市民以外が利用する場合	1時間につき	540円
会議室2	市民が利用する場合	1時間につき	270円
	市民以外が利用する場合	1時間につき	540円
シャワー		1室1回につき	100円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 管理事務所の使用時間は午前 8 時 30 分から午後 10 時までとし、会議室の使用が 1 時間に満たないときは 1 時間とみなす。

3 市民とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。